令和６年１２月２４日

資料４

議会運営委員会

　委員長　中　谷　恭　典　様

議会改革検討協議会

　　　座　長　前　田　洋　輔

協議結果について（報告⑤）

　当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「一般質問の総枠時間の有効活用」について、下記のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

一般質問の総枠時間の有効活用については、11月定例会において実施した試行の検証結果を踏まえ、別添のとおり令和７年２月定例会から本格実施する。

また、本取組の効果は、本会議の会議時間の短縮にも期待でき、効率的な議事運営につながると考えられることから、代表質問においても適用する。

なお、バリアフリー化等、議場の大幅改修について議論をする際には、理事者の自席答弁についてもあわせて検討を行う。

別 添付

一般質問の総枠時間の有効活用

　一般質問の総枠時間の有効活用について、総枠時間による制限は変更せず、答弁者の移動時間の短縮を図ることにより、議員が質問権を有効かつ確実に行使できるよう、様々な取組を９月定例会及び１１月定例会で試行的に実施した。

このたび、両定例会で実施した試行的取組の検証結果を踏まえ、令和７年２月定例会より下記の取組を本格的に実施する。

記

１　答弁者の着席を待たず質問を開始

これまでは、質問者は答弁者の着席を待って議長に発言の許可を求めていたが、原則、答弁者の着席を待たず、議長に許可を求めることができるようにする。

○　質問者は、答弁終了後、答弁者が自席へ戻るまでに議長に対して指名を求める。

○　ただし、議長は次の答弁に支障があると判断する場合は、これまでどおり答弁者の着席を待って質問者を指名する。

２　答弁者待機席を設置

○　同一の答弁者が連続して答弁する場合に限り、答弁終了後、当該答弁者は自席へ戻らず、答弁者待機席（以下、「待機席」という。）に着席し、次の答弁の準備を行うこととする。ただし、知事、副知事、教育長及び警察本部長は除く。

○　再質問については、あらかじめ通告がないため、原則、自席に戻る。

○　質問項目の順序変更や質問しない項目が発生し、連続して答弁する必要がなくなった場合には、答弁者は、質問者の発言に従い、適宜、自席に戻る。

（移動イメージ）

　　　①答弁者は、１問目の答弁終了後、自席に戻らずに待機席に着席。

　　　②答弁者は、２問目の質問終了後、待機席から演壇に移動し答弁。

　　　③答弁者は、２問目の答弁終了後、

・３問目の質問に対して答弁がある場合は、待機席に着席。

・３問目の質問に対して答弁がない場合は、自席に着席。

　３　休憩時に答弁者を入れ替え

知事、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長を除き、休憩時に発言通告書に基づき答弁者の入れ替えを行う。

４　答弁機会の多い答弁者が演壇近くの説明員席に着席

質問時の配席については、これまで答弁者は、建制順に説明員席に着席していたが、知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長、警察本部長及び教育長以外の答弁者は、答弁機会の多い答弁者から順に、演壇に近い説明員席に着席することとする。

５　代表質問への適用

以上の取組による効果は、本会議の会議時間の短縮にも期待でき、効率的な議事運営にも寄与することから、代表質問においても適用する。

**「本会議の質疑・質問等に関する申合せ事項」の改正案（代表質問・一般質問）**

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| １　代表質問　（略）  ２　一般質問　（略）  ３　一般質問に係る特例（オンライン一般質問関係）　（略）  ４　代表・一般質問における共通事項  　⑴　発言通告　（略）  　⑵　質問　　　（略）  　⑶　再質問　　（略）  　⑷　会議時間の厳守　（略）  　⑸　休憩　　　（略）  ⑹　答弁  発言通告書において同一の答弁者が連続して答弁する質問日には、説明員席に答弁者待機席（以下、「待機席」という。）を設ける。当該答弁者は、答弁終了後自席へ戻らず、待機席に着席し、次の答弁の準備を行うこととする。ただし、知事、副知事、教育長及び警察本部長は除く。  ５　理事者の本会議への出席について  　　原則として、次のとおり、出席を求めることとし、定例会ごとに議会運営委員会で協議の上、決定する。  　⑴　開会日　（略）  　⑵　質問日  　　・知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び答弁を求められた部局長  　　・答弁を求められた部局長は、休憩時に発言通告書に基づき入れ替えを行う。  　⑶　閉会日　（略）  ６　その他　（略） | １　代表質問　（略）  ２　一般質問　（略）  ３　一般質問に係る特例（オンライン一般質問関係）　（略）  ４　代表・一般質問における共通事項  　⑴　発言通告　（略）  　⑵　質問　　　（略）  　⑶　再質問　　（略）  　⑷　会議時間の厳守　（略）  　⑸　休憩　　　（略）  ５　理事者の本会議への出席について  　　原則として、次のとおり、出席を求めることとし、定例会ごとに議会運営委員会で協議の上、決定する。  　⑴　開会日　（略）  　⑵　質問日  　　・知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び答弁を求められた部局長  　⑶　閉会日　（略）  ６　その他　　（略） |